

入札執行に関する事項及び契約の特定条件

委託-1	道路台帳整備工事（道路台帳補正業務委託その2）
委託-2	道路台帳整備工事（道路台帳補正業務委託その1）

項 目		内 容
入札執行に関する事項	設計金額	入札執行後に公表する。
	入札保証金	免除
	最低制限価格の設定	有
	設計図書等の閲覧	入札情報公開システムにて公開する。 公開日 令和8年9月3日（木）
	質問	質問がある場合は、電子入札システムにより提出すること。 回答は、電子入札システムに掲載する。 受付期間 令和8年9月3日（木）～令和8年9月7日（月）16：00 回答日 令和8年9月9日（水）16：00 ※ 質問書の題名、説明要求内容に、特定の企業名や個人名を記入した者の入札は無効とする。質問は発注者が様式を指定した質問書を必ず使用すること。 ※ 入札参加者は、質問書の提出の有無にかかわらず、電子入札システムに掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、入札に参加すること。なお、質問に対する回答の全ての内容は、全ての入札参加者に適用する。 また、入札参加者から質問がない場合でも「質問に対する回答」を利用して発注者から入札参加者へお知らせを掲示することがある。
	現場説明	開催しない。
	注意事項	1. 入札に参加するのに必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。 2. 本件入札の通知日から落札決定までの期間に、埼玉県との契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。 3. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 4. 発注者が様式を指定した入札金額見積内訳書（必要事項を記入したもの）を電子入札システムによる初度入札の入札書提出の際に添付すること。なお、不備な入札金額見積内訳書を提出した入札は無効とする。 5. 本件入札は、一抜け方式により落札者を決定する。一抜け方式は、委託-1の落札者は、委託-2の委託については指名がなかったものとする。 6. 再度入札は3回までとする。この場合は、電子入札システム上で案内する。ただし、各回の再度入札の状況により、それ以降の再度入札を執行しない場合がある。 なお、初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。また、再度入札に参加しない者は、それ以降の再度入札に参加することができない。 7. 一抜け方式における一部の入札が不調又は不落等によって落札者が決定しない場合、落札者が決定しない入札をこの指名通知と別の公告又は指名通知によって後日行うことがある。この場合、この指名通知の入札に係る契約者は後日行う入札（この指名通知において落札者が決定しない入札。以下同様。）の落札者になることができない。 なお、後日行う入札においては、上記を公告又は指名通知に記載する。 8. 本委託の契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を予定する（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

契約の特 定条件	契約保証金	契約金額の10分の1以上 ただし、埼玉県財務規則第81条第2項各号の規定により免除できる場合は免除とする。 ※別紙を参照のこと。
	前金払	する。（その金額は契約金額の30%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。）
	委託期間	契約確定の日から令和9年3月31日（水）までとする。
その他		1. 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者は入札に参加できない。 2. 入札を希望しない場合には、参加しないことができる。 3. 入札希望者は、埼玉県財務規則及び建設工事請負等競争入札参加者心得に従い設計図書等を熟知の上、入札すること。 4. 過去1年間に贈賄等の不正行為により逮捕され又は本県内で工事事故等を起こし、かつ県に通報していない場合には、開札日の2日前までに申し出ること。 5. 本業務委託は、賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更条項（スライド条項）を適用する契約である。 6. 本件は、「現場代理人及び現場責任者に関する常駐規定の緩和」のうち、「兼務を認める工事等」の対象とする。 7. 落札者との契約は、埼玉県標準委託契約約款に基づく契約となるので、契約約款の内容を熟知して入札に参加すること。なお、契約約款は埼玉県のホームページ（入札課）に掲載している。
問い合わせ先		埼玉県東松山県土整備事務所 TEL 0493-22-2333